○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省　告示第二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、平成二十九年三月十日文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省　告示第一号（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十八年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月七日

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

「福島県　東白川
徳島県　勝浦　鮫川村
上勝町」を「福島県　東白川
鳥取県　東伯　北栄町
徳島県　勝浦　上勝町」に改める。

○厚生労働省告示第二百十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定に基づき、次の病院につき特定機能病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の三第五項の規定に基づき告示する。なお、平成五年厚生省告示第二百三十八号（医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件）は、廃止する。

平成二十九年六月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
国立研究開発法人国立がん研究センター東病院	千葉県柏市柏の葉六丁目五番一号	平成二十九年三月十七日	平成二十九年三月十七日
地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター	大阪府大阪市中央区大手前三丁目一番六十九号	平成二十九年三月二十三日	平成二十九年三月二十五日

○農林水産省告示第九百三十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年六月七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十二号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十八年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Aのグループ1、議定書附属書Aのグループ2、議定書附属書Bのグループ1、議定書附属書Bのグループ2、議定書附属書Bのグループ3、議定書附属書Cのグループ1、議定書附属書Cのグループ2、議定書附属書Cのグループ3及び議定書附属書Eのグループ1に属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十九年六月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　議定書附属書Aのグループ1に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

2　議定書附属書Aのグループ2に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

3　議定書附属書Bのグループ1に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

4　議定書附属書Bのグループ2に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

5　議定書附属書Bのグループ3に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

6　議定書附属書Cのグループ1に属する物質
一　生産量　百六十八トン
二　消費量　二百二トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　三十七トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　三トン

7　議定書附属書Cのグループ2に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

8　議定書附属書Cのグループ3に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

9　議定書附属書Eのグループ1に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン